

コンプライアンス規程

2022年4月1日 制定

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人新潟ろうきん福祉財団（以下「財団」という）のコンプライアンスに関わる基本的な考え方及び遵守事項について定める。

(基本方針)

第2条 財団の役職員は公益事業を実施する当財団の事業内容を十分理解し、法令や定款、諸規程を遵守するとともに、事業活動に際してはコンプライアンスを最優先して業務を遂行する。

(担当)

第3条 コンプライアンス担当理事は専務理事とする。コンプライアンス担当理事は理事会に対し、定期的に財団のコンプライアンス状況について報告する。

2 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスにかかわる各種施策を立案し、実施する責務を負う。

3 コンプライアンス担当理事の役割及び権限は以下のとおりとする。

- (1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者
- (2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者
- (3) コンプライアンス委員会の委員長

(コンプライアンス委員会)

第4条 コンプライアンスに関わる協議事項が発生した場合は、コンプライアンス委員会を開催する。コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当理事が招集する。

2 コンプライアンス委員会のメンバーは、コンプライアンス担当理事がその都度必要な役職員等を招集する。その場合は外部理事を含む外部有識者を委員に加えることとして3名以上で構成する。

3 コンプライアンス担当理事が事案の該当者である場合などの理由により、招集できない場合は、理事長がコンプライアンス委員会を招集する。

4 .コンプライアンス委員会は、以下の事項を所管する

- (1) コンプライアンス施策の検討及び実施
- (2) コンプライアンス実施状況のモニタリング

- (3) コンプライアンス違反事案に係わる原因分析
- (4) コンプライアンス違反事案の再発防止策の検討
- (5) コンプライアンス違反事案の発生および再発防止策等の公表
- (6) その他必要と判断される事項

(報告・相談)

第 5 条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれのある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス担当理事に報告する。

- 2 報告を受けたコンプライアンス担当理事は、事実関係の調査を行うとともに、対応方針を検討し、必要によりコンプライアンス委員会を招集する。

(コンプライアンス教育)

第 6 条 財団は、役職員に対して定期的に、倫理規程や本規程を含むコンプライアンスに関する研修を行うものとする。

(懲 戒)

第 7 条 役職員が以下の行為を行った場合は懲戒処分に処する

- (1) 正当な理由なく業務に関する指示・命令に従わず、職場秩序を乱したとき。
- (2) 当財団の規程等に違反し、そのことに伴う結果の影響が重大であるとき。
- (3) 犯罪等に該当する行為があり、そのことにより当財団の信頼を損なうおそれがあるとき。
- (4) その他前号各号に準ずる不適切な行為があったとき。

2 前項の懲戒処分については、役員は理事会で決議し、職員については懲罰委員会の決定を受けて理事長がこれを行う。

3 懲罰委員会はコンプライアンス委員会のメンバーに準じて構成する。

(改 廃)

第 8 条 この規程の改廃は理事会の決議による。

附則

この規程は、2022年4月1日から施行する。